

災害時等における近畿地方整備局所管施設 等の緊急災害応急対策業務に関する協定書

国土交通省近畿地方整備局企画部長（以下「甲」という。）と、社団法人福井県建設業連合会会長、社団法人滋賀県建設業協会会長、社団法人京都府建設業協会会長、社団法人大阪建設業協会会長、社団法人兵庫県建設業協会会長、社団法人奈良県建設業協会会長及び社団法人和歌山県建設業協会会長（以下「乙」という。）とは、災害等の発生時における近畿地方整備局所管施設等の緊急的な災害応急対策業務（以下「緊急災害応急対策」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・津波・風水害等異常な自然現象及び大規模重大事故による災害等が発生又は発生が予想される場合（以下「災害等の発生」という。）において、甲が管理又は管理を委託している施設等（工事中の施設を含める。以下「所管施設等」という。）が被災又は被災のおそれがある場合に緊急災害応急対策を実施するにあたり、甲及び乙は協力して被害の発生、拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、近畿地方整備局管内の所管施設等における災害等の発生箇所とする。

（業務の内容）

第3条 甲は所管施設等における緊急災害応急対策が必要と認めるときは、乙に出動を要請することができるものとする。

2 出動要請を受けた乙の会員は、甲又は甲の所掌する事務所等の長（以下「事務所長等」という。）の指示により、できる限り速やかに所管施設等の被災状況を調査し応急対策を実施するものとする。

3 乙は、前項の緊急災害応急対策を迅速に遂行できるよう日頃から出動体制の整備を行うと共に、実施体制表をあらかじめ作成し甲に提出しておくものとする。

また、乙の会員においても体制整備に合わせて災害時等に必要となる建設資機材の確保等に努めるものとする。

（業務の実施体制）

第4条 前条第3項に定める実施体制表は、乙の会員の連絡系統図及び連絡先一覧表とする。なお、乙は実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(契約の締結)

第5条 第3条に基づき、乙に乙の会員の出勤を要請したときは、出勤した乙の会員と遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施に伴い甲又は事務所長等、乙又は乙の会員双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合には、乙又は乙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は事務所長等に報告するものとし、その措置については甲又は事務所長等と乙又は乙の会員が協議して定めるものとする。

(細目協定)

第7条 この協定で締結された内容を円滑に推進するため、事務所長等と関係府県の乙は細目協定を定めることができる。

(有効期限)

第8条 この協定の期間は、平成18年3月20日から平成18年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期間の満了の日より1年間継続するものとする。

また、締結後、甲乙いずれかの申し出により本協定は、廃止することができる。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年 3月20日

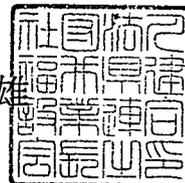
甲 国土交通省 近畿地方整備局 企画部

足立 敏



乙 社団法人 福井県建設業連合会会長

木原 一



乙 社団法人 滋賀県建設業協会会長

伊藤 武彦



乙 社団法人 京都府建設業協会会長

絹川



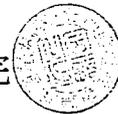
乙 社団法人 大阪建設業協会会長

浅沼 健一



乙 社団法人 兵庫県建設業協会会長

大橋 完



乙 社団法人 奈良県建設業協会会長

新川 清



乙 社団法人 和歌山県建設業協会会長

矢部 幸雄

